

○土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

令和二年二月十八日
宮城県規則第五号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土砂等の埋立て等の許可を要しない者)

第二条 条例第七条第三号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 土地改良区
 - 二 地方住宅供給公社
 - 三 地方道路公社
 - 四 日本下水道事業団
 - 五 土地開発公社
 - 六 東日本高速道路株式会社
 - 七 公益社団法人みやぎ農業振興公社(昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。)
 - 八 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
 - 九 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人
 - 十 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害の発生を防止することができる者として知事が認めるもの
- (許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の埋立て等)

第三条 条例第七条第四号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による土砂等の埋立て等とする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第一項の認可
 - 二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の許可
 - 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の認可
 - 四 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十四条の承認又は同法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の許可
 - 五 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可
 - 六 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の許可
 - 七 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第八条第一項の許可、第十三条第一項の承認又は第三十七条の五の許可
 - 八 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の許可
 - 九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十二条第一項又は第三十条第一項の許可
 - 十 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十条の承認又は第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の許可
 - 十一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の認可
 - 十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可
 - 十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項の許可
 - 十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の二第一項の許可
 - 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項又は第十五条第一項の許可(最終処分場に係る許可に限る。)
 - 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の許可
 - 十七 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の許可
 - 十八 漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条第一項の許可
 - 十九 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)第五条第一項の許可
- (令二規則九四・令五規則五七・一部改正)

(許可を要しない土砂等の埋立て等)

第四条 条例第七条第六号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げる土砂等の埋立て等とする。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項に規定する開発行為に係るもの又は第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する土地の形質を変更する行為に係るもの
- 二 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行うもの
- 三 土砂等の埋立て等の高さ(土砂等の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。)が一メートル未満のもの

四 陶器、ガラスその他の製品を改造し、又は加工するための原材料(土砂等の性質を改良するための原材料を除く。)としての土砂等のみを用いて行うもの

(令二規則九四・一部改正)

(土地の所有者の同意書)

第五条 条例第八条各項に規定する同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(様式第一号)により行うものとする。

(周辺の住民に対する周知の方法)

第六条 条例第九条の規定による周知の方法は、埋立て等区域の周辺の住宅の配置の状況等を勘案し、次に掲げる方法のうちいづれか又はそれらを組み合わせたものとする。

一 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会

二 戸別訪問による説明

三 土砂等の埋立て等の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板その他公衆の見やすい場所への掲示又は当該文書の回覧

四 その他土砂等の埋立て等の概要を周知するための適切な方法

(許可の申請書)

第七条 条例第十条第一項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書(様式第二号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)

二 申請者が法人である場合にあっては、条例第十二条第一号ハに規定する役員(以下「役員」という。)の住民票の写し

三 申請者が条例第十二条第一号トに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

四 申請者に条例第十二条第一号チ及びリに規定する使用人(以下「使用人」という。)がある場合にあっては、その者の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)

六 申請者が条例第十二条第一号イからリまでに該当しないことを誓約する書類

七 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

八 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

九 埋立て等区域の測量図及び求積図

十 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

十一 埋立て等区域の流域図

十二 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書

十三 土砂等の埋立て等の構造について安定計算を行った場合にあっては、安定計算書

十四 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

十五 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類

十六 排水施設の平面図及び断面図

十七 土砂等の埋立て等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類

十八 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次のイから三までに掲げる書類

イ 法人にあっては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。)

ロ 個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し

ハ 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類

ニ 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類

十九 申請者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第八条第一項に規定する同意を得たことを証する書類

二十 その他知事が必要と認める書類

3 条例第十条第一項第九号及び同条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

- 二 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所)
- 三 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
- 四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 4 条例第十条第二項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書(一時堆積)(様式第三号)により行うものとする。
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第二項第一号から第十一号まで、第十五号、第十六号及び第十七号から第十九号までに掲げる書類
 - 二 土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- (不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)
- 第八条 条例第十二条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 森林法、農地法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、砂防指定地等管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して二回以上罰金以上の刑に処せられ、その後に処せられた刑の前の刑に処せられた日から十年を経過しない者
 - 二 条例第二十二条第一項(同項第四号及び第五号に係る部分を除く。)の規定により二回以上許可を取り消され、その後の取消しの日から三年を経過せず、かつ、当該取消しの前の取消しの日から十年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの处分に係る行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)
 - 三 県の区域において、次に掲げる処分を受けた日から三年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)
 - イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二十九条の規定による処分
 - ロ 森林法第十条の三、第十六条又は第三十八条第二項の規定による処分
 - ハ 農地法第五十一条第一項の規定による処分
 - ニ 地すべり等防止法第二十二条第一項の規定による処分
 - ホ 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第一項又は第三十九条第一項の規定による処分
 - ヘ 都市計画法第八十二条第一項の規定による処分
 - ト 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第八条第一項の規定による処分
 - チ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の三の規定による処分
 - リ 条例第二十二条又は第二十三条第一項の規定による処分(同項の規定による許可の取消処分を除く。)
 - ヌ 市町村が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定に基づく処分
 - 四 県の区域において、二回以上次に掲げる処分を受け、その後に受けた処分の前の処分を受けた日から三年を経過しない者
 - イ 漁港漁場整備法第三十九条の二第一項の規定による処分
 - ロ 採石法第三十二条の十、第三十三条の九、第三十三条の十二又は第三十三条の十三の規定による処分
 - ハ 都市公園法第二十七条第一項の規定による処分
 - ニ 海岸法第十二条第一項の規定による処分
 - ホ 河川法第七十五条第一項の規定による処分
 - ヘ 砂利採取法第十二条第一項、第二十三条第二項又は第二十六条の規定による処分
 - ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三、第七条の四、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の三の二第一項若しくは第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の七、第十五条の三、第十九条の三、第十九条の四第一項(第十九条の十において準用する場合を含む。)、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項、第十九条の六第一項又は第十九条の十一第一項の規定による処分
 - チ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十二条第一項の規定による処分
 - リ 土壤汚染対策法第二十五条の規定による処分
 - ヌ 県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)第十四条第一項の規定による処分
 - ル 漁港管理条例第十四条第一項第二号の規定による処分
(令二規則九四・令四規則三二・令五規則五七・一部改正)
- (使用者)
- 第九条 条例第十二条第一号の規則で定める使用者は、申請者の使用者であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(形状及び構造上の基準)

第十条 条例第十一條第四号の規則で定める基準は、条例第七條の許可に係る土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあっては別表第一に掲げるとおりとし、一時堆積である場合にあっては別表第二に掲げるとおりとする。
(変更許可の申請等)

第十一条 条例第十二条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更
- 二 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- 三 土砂等の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- 四 管理責任者の氏名の変更
- 五 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更(当該施設の機能を高めるものに限る。)

六 第七条第三項各号に掲げる事項の変更

七 前六号に掲げるもののほか、土砂等の埋立て等の施行に支障がないと知事が認める変更

2 条例第十二条第二項の規定による申請は、土砂等の埋立て等変更許可申請書(様式第四号)により行うものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第七条第二項各号(第十九号を除く。)又は同条第五項第二号若しくは第三号に掲げる書類のうち変更許可を受けようとする内容に係るもの
- 二 変更許可を受けようとする者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第八条第二項に規定する同意を得たことを証する書類

4 条例第十二条第二項第三号の規則で定める事項は、第七条第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 許可年月日及び許可番号

二 埋立て等区域の位置

三 変更の理由

5 条例第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等変更届出書(様式第五号)により行うものとする。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可年月日及び許可番号

三 埋立て等区域の位置

四 変更の内容

五 変更の理由

6 前項の届出書には、第七条第二項各号(第十九号を除く。)又は同条第五項第二号若しくは第三号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付しなければならない。

(令四規則三二・一部改正)

(標識に記載する事項等)

第十二条 条例第十五条第一項に規定する標識は、様式第六号のとおりとする。

2 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日、許可番号及び許可をした者
- 二 許可を受けた者の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先
- 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 四 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の埋立て等の期間
- 五 管理責任者の氏名及び連絡先
- 六 埋立て等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先
(土砂等管理台帳)

第十三条 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳は、様式第七号のとおりとする。

2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量(一時堆積の場合にあっては、年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量)
- 五 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の埋立て等の期間

六 搬入された土砂等の発生場所

七 搬入された土砂等を発生させた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

(令四規則三二・一部改正)

(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量の報告)

第十四条 条例第十六条第二項の規定による報告(以下この条において「報告」という。)(条例第七条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載した土砂等使用量報告書(様式第八号)により行うものとする。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可年月日及び許可番号

三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積

四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量

五 土砂等の埋立て等の期間

六 報告に係る期間

七 報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計

八 報告に係る期間中に使用された土砂等の量

九 報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計

2 報告(条例第七条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合に限る。)は、次に掲げる事項を記載した土砂等の搬入量及び搬出量報告書(様式第九号)により行うものとする。

一 前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

二 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

三 報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計

四 報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量

五 報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計

3 前二項の報告書には、条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。

4 報告は、次の各号に掲げる期間に係る土砂等の埋立て等について、当該各号に定める期日までに行うものとする。

一 土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間 十月末日

二 土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、十月から翌年三月までの間 翌年四月末日

三 直近の報告から土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときまでの間 条例第十七条第一項の規定による届出の日

(令四規則三二・一部改正)

(土砂等の埋立て等の完了の届出等)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による完了又は廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等完了(廃止)届出書(様式第十号)により行うものとする。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可年月日及び許可番号

三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行った土地の面積

四 土砂等の埋立て等の期間

五 土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止した年月日

六 土砂等の埋立て等を行った土地及び土砂等の堆積の形状

七 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容(譲受け許可の申請)

第十六条 条例第十八条第二項の規定による申請は、土砂等の埋立て等譲受け許可申請書(様式第十一号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第六号まで及び第十八号に掲げる書類

二 譲受け許可を受けようとする者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第八条第三項に規定する同意を得たことを証する書類

三 譲受けの事実を証する書類

四 その他知事が必要と認める書類

3 条例第十八条第二項第四号の規則で定める事項は、第七条第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 埋立て等区域の位置

二 土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)

三 管理責任者の氏名

四 謙受けの理由

(地位の承継の届出書)

第十七条 条例第十九条第二項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第十二号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第七条第二項の規定の適用については、同項第一号から第六号までの規定中「申請者」とあるのは、「条例第十九条第二項の規定による届出を行う者」と読み替えるものとする。

一 第七条第二項第一号から第六号まで及び第十八号に掲げる書類

二 承継の事実を証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

3 条例第十九条第二項第四号の規則で定める事項は、第七条第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 埋立て等区域の位置

二 土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)

三 管理責任者の氏名

四 承継の理由

(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)

第十八条 条例第二十三条第二項(条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県公報により行う。

一 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由

二 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積

(身分証明書)

第十九条 条例第二十三条第七項(条例第二十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する証明書は、様式第十三号のとおりとする。

(公表)

第二十条 条例第二十八条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二十四条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 条例第二十四条違反の事実

三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第二十八条第三項の規定による意見の陳述は、意見陳述書(様式第十四号)により行うものとする。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一(第十条関係)

(令五規則五七・一部改正)

一	埋立て等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないよう、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
二	著しく傾斜している土地において、土砂等の埋立て等を行う場合にあっては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用される土砂等とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置が講じられていること。
三	土砂等の埋立て等の高さ及び法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及び法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル(埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあっては、一・五メートル)以上の勾配
	その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

四	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定に適合すること。
五	土砂等の埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さ五メートルごとに幅一メートル以上の小段を設け、当該小段及び法面には必要に応じて雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
六	雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。
七	前項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
八	土砂等の埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の措置が講じられていること。
九	法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
十	埋立て等区域(土砂等の埋立て等により生じる法面は除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第二(第十条関係)

一	別表第一の一の項、六の項及び七の項の規定に適合すること。										
二	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が十メートル以上であること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りではない。										
三	埋立て等区域と隣接地との間に、次の表の上欄に掲げる埋立て等区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りではない。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>埋立て等区域の面積</th> <th>保安地帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヘクタール未満</td> <td>五メートル以上</td> </tr> <tr> <td>五ヘクタール以上十ヘクタール未満</td> <td>十メートル以上</td> </tr> <tr> <td>十ヘクタール以上二十ヘクタール未満</td> <td>二十メートル以上</td> </tr> <tr> <td>二十ヘクタール以上</td> <td>三十メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	埋立て等区域の面積	保安地帯の幅	五ヘクタール未満	五メートル以上	五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十メートル以上	十ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十メートル以上	二十ヘクタール以上	三十メートル以上
埋立て等区域の面積	保安地帯の幅										
五ヘクタール未満	五メートル以上										
五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十メートル以上										
十ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十メートル以上										
二十ヘクタール以上	三十メートル以上										
四	土砂等の堆積の高さが五メートル以下であること。										
五	土砂等の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上であること。										

様式第1号(その1)(第5条関係)

様式第1号(その1)(第5条関係)

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者()の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 土砂等の埋立て等の目的
- 3 埋立て等区域の位置
- 4 土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 5 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量
- 6 土砂等の埋立て等を行う期間
- 7 管理責任者の氏名
- 8 土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の埋立て等の施行に関する計画

※ 土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(一時堆積)の場合は、上記1から4まで、7及び8のほか、以下の事項が必要です。

- 9 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　月　日

土地所有者 住所
　　氏名 ㊞
〔法人にあっては、その名称、代表者の〕
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕

注 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

同意に当たっての留意事項

1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません(条例第4条)。

所有する土地の利用について同意をする場合には、表面の列举事項についてしっかりと確認するよう努めてください。

2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認するようしてください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合(条例第12条第4項)
- (2) 許可に条件が付された場合(条例第13条第2項)
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合(条例第19条第3項)

3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります(条例第26条)。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります(条例第35条第3号)。

様式第1号(その2)(第5条関係)

様式第1号(その2)(第5条関係)

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(変更許可)

土砂等の埋立て等に係る変更許可を申請しようとする者()の行う
土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用
について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等に係る変更許可を申請しようとする
者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 変更の内容

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　月　日

土地所有者　住所
　　氏名 ㊞
〔法人にあっては、その名称、代表者の
　　氏名及び主たる事務所の所在地〕

注　土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

同意に当たっての留意事項

1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません(条例第4条)。

所有する土地の利用について同意をする場合には、表面の列举事項についてしっかりと確認するよう努めてください。

2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認するようしてください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合(条例第12条第4項)
- (2) 許可に条件が付された場合(条例第13条第2項)
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合(条例第19条第3項)

3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります(条例第26条)。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります(条例第35条第3号)。

様式第1号(その3)(第5条関係)

様式第1号(その3)(第5条関係)

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(譲受け許可)

土砂等の埋立て等に係る譲受け許可を申請しようとする者()の行
う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使
用について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等に係る譲受け許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　　月　　日

土地所有者　住所
　　氏名 印
〔法人にあっては、その名称、代表者の
　　氏名及び主たる事務所の所在地〕

注　土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

同意に当たっての留意事項

1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません(条例第4条)。

所有する土地の利用について同意をする場合には、表面の列举事項についてしっかりと確認するよう努めてください。

2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認するようしてください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合(条例第12条第4項)
- (2) 許可に条件が付された場合(条例第13条第2項)
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合(条例第19条第3項)

3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります(条例第26条)。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります(条例第35条第3号)。

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

(第1面)

土砂等の埋立て等許可申請書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の〕
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	m ²
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	m ³
土砂等の埋立て等を行う期間	年　月　日 ～　年　月　日
管理責任者の氏名	
土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	
土砂等の搬入に関する計画	
土砂等の埋立て等の施行に関する計画	

注 1 土砂等の埋立て等の施行に関する計画には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容を含めること。

2 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

(第2面)

手数料欄

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
使用者(申請者に当該使用者がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式 の 総 数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所(主たる事務所の所在地)
使用者(申請者に当該使用者がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第3号(第7条関係)

(第1面)

土砂等の埋立て等許可申請書(一時堆積)

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	m ²
管理責任者の氏名	
土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	
土砂等の搬入に関する計画	
土砂等の埋立て等の施行に関する計画	
年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量	m ³

注 1 土砂等の埋立て等の施行に関する計画には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容を含めること。

2 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

(第2面)

手数料欄

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍	住所
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍	住所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
使用者(申請者に当該使用者がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		役職名・呼称	所

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者			
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	

役員

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式 の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住所(主たる事務所の所在地)	

使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第4号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

(第1面)

土砂等の埋立て等変更許可申請書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の〕
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日		
許可番号		
埋立て等区域の位置	地番	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注　記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

(第2面)

手数料欄

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者		本籍
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者	
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式 の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割合	住所(主たる事務所の所在地)	

使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

土砂等の埋立て等変更届出書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日		
許可番号		
埋立て等区域の位置		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注　記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

別紙1

新旧対照表(役員・株主等・使用人)

区分	新		旧	
	役職名・呼称	氏名	役職名・呼称	氏名
役員（許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合は、役員（許可を受けた者が法人である場合）				
（許可を受けた者が法人である場合）				
（許可を受けた者が法人である場合）				
（許可を受けた者が法人である場合）				
（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者(許可を受けた者が法人である場合)」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

別紙2

届出後の役員、株主等又は使用人の状況(許可を受けた者が未成年者の場合)

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

別紙3

届出後の役員、株主等又は使用人の状況(許可を受けた者が個人である場合)

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

別紙4

届出後の役員、株主等又は使用人の状況(許可を受けた者が法人である場合)

申請者			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式 の 総 数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割合	住所(主たる事務所の所在地)
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第6号(第12条関係)

様式第6号(第12条関係)

土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識		
許可を受けた者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	連絡先	
許可の内容	許可年月日	
	許可番号	
	許可をした者	
	埋立て等区域の位置	
	土砂等の埋立て等を行う土地の面積	
	土砂等の埋立て等の期間	
	管理責任者の氏名	
	管理責任者の連絡先	
埋立て等区域を管轄する機関	名称	
	住所	
	連絡先	

様式第7号(その1)(第13条関係)

(令4規則32・全改)

様式第7号(その1)(第13条関係)

土砂等管理台帳(年 月)

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	
土砂等の埋立て等の期間	

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
A			
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量		m ³			
当月分		土砂等の発生場所の内訳			
日付	一日当たりの土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D
当月計					
累計					

様式第7号(その2)(第13条関係)

(令4規則32・全改)

様式第7号(その2)(第13条関係)

土砂等管理台帳(一時堆積)(年 月)

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	
年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量	

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
A			
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量・搬出量		搬入量		m ³		搬出量		m ³	
当月搬入量		土砂等の発生場所の内訳				当月搬出量			
日付	一日当たりの土砂等の搬入量	発生場所A	発生場所B	発生場所C	発生場所D	一日当たりの土砂等の搬入量			
当月計									
累計									

様式第8号(第14条関係)

(令4規則32・一部改正)

様式第8号(第14条関係)

土砂等使用量報告書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	m ²
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	m ³
土砂等の埋立て等の期間	年　月　日 ～　年　月　日
報告に係る期間	年　月　日 ～　年　月　日
報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計	m ³
報告に係る期間中に使用された土砂等の量	m ³
報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計	m ³

注　土砂等管理台帳の写しを添付すること。

様式第9号(第14条関係)

(令4規則32・一部改正)

様式第9号(第14条関係)

土砂等の搬入量及び搬出量報告書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の〕
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日		
許可番号		
埋立て等区域の位置	地番	
土砂等の埋立て等を行う土地の面積		m ²
年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量		
報告に係る期間	年　月　日 ～　年　月　日	
報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	搬入量	m ³
	搬出量	m ³
報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量	搬入量	m ³
	搬出量	m ³
報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	搬入量	m ³
	搬出量	m ³

注　土砂等管理台帳(一時堆積)の写しを添付すること。

様式第10号(第15条関係)

様式第10号(第15条関係)

土砂等の埋立て等完了(廃止)届出書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

完了・廃止の別	完了・廃止
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行った土地の面積	m ²
土砂等の埋立て等の期間	年　月　日 ～　年　月　日
土砂等の埋立て等を完了(廃止)した年月日	年　月　日
土砂等の埋立て等を行った土地及び土砂等の堆積の形状	
土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	

注　記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

様式第11号(第16条関係)

(第1面)

土砂等の埋立て等譲受け許可申請書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
譲り受けようとする事業の許可年月日	年　月　日
譲り受けようとする事業の許可番号	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)	m ²
管理責任者の氏名	
譲受けの理由	

注　記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

(第2面)

手数料欄

(第3面)

申請者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
使用者(申請者に当該使用者がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式 の 総 数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割合	住所(主たる事務所の所在地)
使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第12号(第17条関係)

(第1面)

地位承継届出書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
承継した事業の許可年月日	
承継した事業の許可番号	
埋立て等区域の位置	地番
土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)	m ²
管理責任者の氏名	
承継の理由	

注　記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

(第2面)

条例第19条第2項の規定による届出を行う者が未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
使用人(条例第19条第2項の規定による届出を行う者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第3面)

条例第19条第2項の規定による届出を行う者が個人である場合

条例第19条第2項の規定による届出を行う者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
使用人(条例第19条第2項の規定による届出を行う者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本	籍

注 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること。

(第4面)

条例第19条第2項の規定による届出を行う者が法人である場合

条例第19条第2項の規定による届出を行う者			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式 の 総 数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割合	住所(主たる事務所の所在地)
使用人(条例第19条第2項の規定による届出を行う者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所

注 1 記入内容が多い場合は、この様式の例により作成した書類に記載して、その書類を添付すること

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第13号(第19条関係)

(表面)

(整面)

土砂等の埋立て等の規制に関する条例抄

（土砂等搬入禁止区域の指定）

第十二章 土砂等埋入地止区域の指定
第二十三条 知事は三千坪立て等区域（土砂等の埋立て等を行なう土地の面積が三千坪方メートル未満のものを除く。）において土砂等の理立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該理立て等区域を、六月を超えない限

52 ことができる。
から4まである。
事は、第二項の規定による旨の通すところ

6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができることから、前二項の規定により他の占有的土地に立ち入りうら

前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入る旨をアノマリと zwarする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者との請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査等) 第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員は、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他の土砂等の埋立て等に關係のある場所に立ち入り、

2 入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。
第二十三条第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

卷之三

様式第14号(第20条関係)

意見陳述書

年　月　日

宮城県知事

殿

住所

氏名

(注)

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂等の埋立て等の規制に関する条例第28条第3項の規定による意見は、次のとおりです。

土砂等搬入禁止区域の位置	地番	
土砂等搬入禁止区域に土砂等 を搬入した時期	年　月　日　～　年　月　日	
(土砂等の埋立て等の規制に関する条例第24条の規定に違反して土砂等を搬入した理由)		
担当者連絡先	所　属	
	担当者名	
	電話番号	

注：記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

附 則(令和二年規則第九四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年規則第三二号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第五七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の規定による許可等の処分又は罰則(以下「処分等の行為」という。)を受けた者については、改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法の相当規定による処分等の行為を受けた者とみなして改正後の土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定を適用する。